

# 「きめ細かな指導の推進に係る部活動指導補助」の会計年度任用職員の勤務条件等の概要

令和3年4月

兵庫県教育委員会

## 1 身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員となります。

## 2 職務内容

市町教育委員会及び校長の命を受けて、中学校の教員が担当する部活動の指導補助に係る職務を行います。

## 3 報酬等

- 報酬 ※勤務地により異なります。

	阪神地区等	姫路地区等	其他地区
報酬額（時間額）	2,110円	2,050円	2,010円

- 通勤旅費

通勤に要する交通費については、「会計年度任用職員取扱要領」の定めるところにより支給します。

- 報酬等の支払い日

月の1日から末日までの期間に係る報酬を、原則として翌月の10日に支給します。

## 4 勤務日数及び勤務時間・休暇等

- 勤務日数

1週間に2日として、校長が指定します。

- 勤務時間

原則として1日あたり3時間程度となります。

- 年次休暇・その他の休暇

「会計年度任用職員取扱要領」の規定に基づき、年次休暇・特別休暇等が付与されます。

## 5 災害補償

公務上の災害（通勤上の災害を含む。）に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。

## 6 服務・懲戒

地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

## 7 条件付採用

条件付採用（1月間）が適用され、条件付採用期間中の勤務状況を把握し、正式採用の可否を判断します。